

平成25年(ワ)第38号 原状回復等請求事件

原告 中島孝 ほか799名

被告 国 ほか1名

答 弁 書


平成25年7月5日

福島地方裁判所第一民事部 御中


被告国指定代理人


〒100-8977 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号


法務省大臣官房


参 事 官 関 述 之 

法務省大臣官房民事訟務課


課 付 角 田 康 洋 


課 付 岩 名 勝 彦 

課 付 寺 岡 拓 也 

補 佐 官 宗 野 有美子 

係 長 澤 田 勝 弘 


第 三 係 長 大 西 宏 道 


法 務 事 務 官 林 周 作 


〒980-8601 仙台市青葉区春日町7番25号




仙台第3法務総合庁舎

仙台法務局訟務部

部 長 菊 池 憲 久 

部 付 村 橋 摩 世 

部 付 美 崎 大 典 





上席訟務官	角掛幹也	
訟務官	吉田渡	
法務事務官	昆野太智	

〒960-0103 福島市本内字南長割1番地3

福島地方法務局訟務部門 (送達場所 稲川宛)

(電話 024-534-1976)








(FAX 024-526-2122)

上席訟務官	加藤恵盛	
上席訟務官	東海林秀一	
訟務官	斎藤悟志	
訟務官	稲川延康	

〒106-8450 東京都港区六本木一丁目9番9号

原子力規制委員会原子力規制庁


総務課法務室

室長	鶴園孝夫	
課長補佐	中塩東吾	
課長補佐	依田圭司	
課長補佐	小澤良太	
課長補佐	堀口晋	
訟務係長	新垣琢磨	
調整係	伊藤彩菜	

〒100-8931 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号


経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課

経済産業事務官 市川紀幸 


経済産業事務官 石井大貴 

経済産業事務官 神野可奈子 

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力政策課

経済産業事務官 佐々木光太郎 

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力政策課原子力基盤支援室

経済産業技官 上田洋二 

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力立地・核燃料サイクル産業課

経済産業事務官 河原圭 

経済産業事務官 白石雅人 

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力立地・核燃料サイクル産業課原子力損害対応室

経済産業事務官 善明岳大 

〒100-8975 東京都千代田区霞が関一丁目2番2号

環境省大臣官房総務課

企画官 永島徹也 


環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

係長 黒瀬絢子 

環境省水・大気環境局総務課

課長 真先正人 

課長補佐 大場寛之 

係長 九反田悠妃 

環境省水・大気環境局土壌環境課


主査 湯浅翔 


環境省水・大気環境局放射性物質汚染対策

担当参事官室

参事官 森下哲 

参事官補佐 平尾禎秀 

係長 宇都宮勉 

係員 五十嵐祐介 

〒960-8031 福島市栄町1番35号

東北地方環境事務所福島環境再生事務所放

射能汚染対策課

課長補佐 近藤慎吾 

第1	請求の趣旨に対する答弁	1
第2	本案前の答弁の理由	1
1	請求の趣旨第1項の請求に係る訴えは不適法であること	1
2	請求の趣旨第3項の請求に係る訴えのうち将来給付に係る部分は不適法であること	4
第3	請求原因に対する認否	6
1	はじめに	6
2	「はじめに 本件訴訟において原告らが司法にもとめるもの」(訴状2ページ以下)について	7
3	「第1 当事者と福島第一原発の概要」(訴状9ページ)について	7
4	「第2 本件事故によって広い地域に放射能汚染がもたらされたこと」(訴状12ページ)について	9
5	「第3 本件事故によって原告らが受けた被害(侵害された権利)」(訴状19ページ)について	16
6	「第4 原子力発電の事故が想像を絶する被害をもたらすこと」(訴状30ページ)について	21
7	「第5 被告国により原子力発電が導入されかつ推進されてきたこと」(訴状36ページ)について	25
8	「第6 被告国の責任」(訴状50ページ)について	39
9	「第7 被告東京電力の責任」(訴状66ページ)について	40
10	「第8 原状回復の請求の内容と根拠」(訴状77ページ)について	40
11	「第9 結論」(訴状81ページ)について	40
第4	求釈明	40
1	求釈明事項	40
2	釈明を求める理由	40

第1 請求の趣旨に対する答弁

1 本案前の答弁

原告らの被告国に対する訴えのうち、請求の趣旨第1項の請求に係る訴え及び同第3項の請求に係る訴えのうち口頭弁論終結日の翌日以後に生ずる損害賠償金の支払を求める部分をいずれも却下する。

2 請求の趣旨第1項を除く本案の答弁

原告らの被告国に対する請求をいずれも棄却する。

3 訴訟費用等について

訴訟費用のうち、原告らと被告国との間に生じた部分は原告らの負担とする。

なお、被告国につき仮執行の宣言を付することは相当でないが、仮にこれを付す場合には、

(1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言

(2) その執行開始時期を判決が被告国に送達された後14日経過した時とすること

を求める。

第2 本案前の答弁の理由

1 請求の趣旨第1項の請求に係る訴えは不適法であること

(1) 請求の内容

請求の趣旨第1項は、人格権又は不法行為に基づく原状回復請求（訴状請求の原因第8の2(2)、(3)・79、80ページ）として、訴状別紙原告目録の「平成23年3月11日における居住地」欄記載の各居住地の空間線量率（対象とする空間の単位時間当たりの放射線量）を1時間当たり0.04マイクロシーベルト以下とするよう求めているものである。

同請求は、その具体的手法は必ずしも判然としないものの、要するに、平成23年3月11日に相被告東京電力株式会社（以下「被告東電」という。）の福島第一原子力発電所（以下「福島第一発電所」という。）において放射能漏れ事故（以下「福島第一発電所事故」という。）が発生し、福島第一発電所事故によって放出された放射性物質によって、原告らの居住地の空間線量率が上昇したため、原告らは、被告国に対し、同被告の何らかの作為によるその低減を求めているものと解されるところ、原告らが求める原告らの居住地の空間線量率を1時間当たり0.04マイクロシーベルト以下とするためには、空間線量率を上昇させる原因となる放射性物質を除去する以外に方法がない。そして、この放射性物質は、大気中にも存在するものの、その多くは土壌に付着しており、これを除去するためには、放射性物質が付着した土壌を取り除くなどすることが必要であり、そのためには、対象となる土地の土壌調査等を行うための立入りや、土壌の表面を剥ぎ取るなどの物理的作業等が必要となるため、必然的に当該土地の所有権に対し、一定の制約を課す結果を伴うことになる。この点、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）は、第3節以下で、土壌等の除染等の措置に関し、除染特別地域について、国による汚染の状況の調査測定（27条）、環境大臣による特別地域内除染実施計画の策定及び変更（28条、29条）、国による特別地域内除染実施計画に基づく除染等の措置等の実施（30条）を定めているほか、環境大臣による汚染状況重点調査地域の指定（32条）、同地域内の市町村長等の汚染状況の調査測定（34条）、市町村長等による除染実施計画の策定及び変更（36条、37条）、市町村長等による除染実施計画に基づく除染等の措置等

の実施（38条）を定めており、以上の手続を行うためには、環境大臣や市町村長等による行政権の発動・行使が必要不可欠である。

(2) 請求内容を実現するために行政権の発動・行使等が不可欠となる訴訟は、民事訴訟としては不適法であること

大阪空港訴訟上告審判決（最高裁判所昭和56年12月16日大法廷判決・民集35巻10号1369ページ）は、原告らがした夜間一定の時間帯における航空機の離着陸のためにする空港供用の差止請求（具体的不作為請求）に対し、同請求が不可避免的に航空行政権の行使の取消し若しくは変更又はその発動を求める請求を包含するものといわなければならないとして、民事上の請求としては不適法であると判示している。また、厚木基地第一次訴訟上告審判決（最高裁判所平成5年2月25日第一小法廷判決・民集47巻2号643ページ）も、自衛隊の使用する航空機の離着陸等の差止め及び同航空機の騒音の規制を求める訴え（抽象的不作為請求を含む。）について、大阪空港訴訟上告審判決と同様の理由により、民事上の請求としては不適法であると判示している。このように、民事訴訟として国に対して作為ないし不作為を求める場合において、その請求内容を実現するためには行政権の発動・行使が不可欠となるものについては、行政権の主体である国に対して行政機関が本質的に保持する行政権の発動・行使を強制しようとするものにほかならないから、同請求は民事上の請求としては許されず、同請求に係る訴えは不適法であると解される。

(3) 請求の趣旨第1項の請求は、請求内容を実現するために行政権の発動・行使等が不可欠なものであって、同請求に係る訴えは不適法であること

以上によれば、請求の趣旨第1項の請求は、被告国に対し、民事訴訟として原告らの居住地の空間線量率の低減を求めるというものであるが、必然的に環境大臣や市町村長等による行政権の発動・行使を求める請求を包

含するものであるから、そもそも民事上の請求として許されないものであり、同請求に係る訴えは不適法である。

2 請求の趣旨第3項の請求に係る訴えのうち将来給付に係る部分は不適法であること

(1) 請求の内容

請求の趣旨第3項は、平成25年3月11日から訴状別紙原告目録の「平成23年3月11日における居住地」欄記載の各居住地の空間線量率が1時間当たり0.04マイクロシーベルト以下となるまでの間、1か月当たり一人5万5000円の割合による損害賠償金の支払を求めているものである。同請求は、上記空間線量率を達成しない限り、上記割合による損害賠償金の支払を求めるものであるから、同請求のうち口頭弁論終結日以降の支払を求める部分は将来給付を求めるものであり、同部分に係る訴えは将来の給付を求める訴え（民事訴訟法135条）に該当する。

(2) 将来の給付を求める訴えが適法となる要件

民事訴訟法135条は、「あらかじめその請求をする必要がある場合に限り」、将来の給付を求める訴えを許容している。しかし、同条は、およそ将来に生ずる可能性のある給付請求権の全てについて上記要件の下に同条による請求権としての適格を認めたものではなく、①期限付請求権や条件付請求権のように、既に権利発生の基礎となる事実上・法律上の関係が存在し、②これに基づく具体的な給付義務の成立が将来における一定の時期の到来や債権者において立証を必要としないか又は容易に立証し得る別の一定の事実の発生にかかっているにすぎず、将来具体的な給付義務が成立したときに改めて訴訟により当該請求権成立の全ての要件の存在を立証することを必要としないと考えられるようなものについて、例外として将来の給付の訴えによる請求権としての適格を認めたにすぎないものと解さ

れる。

民事訴訟法135条についての以上のような規定の趣旨に照らすと、継続的不法行為に基づき将来発生すべき損害賠償請求権についても、当該請求権の基礎となるべき事実関係及び法律関係が既に存在し、その継続が予測されるとともに、当該請求権の成否及びその内容につき債務者に有利な影響を生ずるような将来における事情の変動としては、あらかじめ明確に予測し得る事由に限られ、しかもこれについては請求異議の訴えによりその発生を証明してのみ執行を阻止し得るという負担を債務者に課しても格別不当とはいえない点において上記の期限付債権等と同視し得るような場合には、これにつき将来の給付を求める訴えを許しても格別支障があるとはいえない。しかし、例え同一態様の行為が将来も継続されることが予測される場合であっても、それが現在と同様に不法行為を構成するか否か及び賠償すべき損害の範囲いかなん等が流動性を持つ今後の複雑な事実関係の展開とそれらに対する法的評価に左右されるなど、損害賠償請求権の成否及びその額をあらかじめ一義的に明確に認定することができず、具体的に請求権が成立したとされる時点において初めてこれを認定することができるとともに、その場合における権利の成立要件の具備については当然に債権者においてこれを立証すべく、事情の変動を専ら債務者の立証すべき新たな権利成立阻却事由の発生として捉えてその負担を債務者に課するのは不当であると考えられるようなものについては、本来例外的にのみ認められる将来の給付を求める訴えにおける請求権としての適格を有するものとするにはできないと解するのが相当である（前記大阪空港訴訟上告審判決第5次～7次横田基地訴訟上告審判決平成19年5月29日第三小法廷判決・集民224号391ページ）。

(3) 請求の趣旨第3項の請求のうち将来給付を求める部分は、将来の給付を

求める訴えが適法となる要件を欠くこと

原告らは、原告らの各居住地の空間線量率が1時間当たり0.04マイクロシーベルト以下となるまでの間、1か月当たり一人5万5000円の割合による損害賠償金の支払を求めているが、本件訴訟の事実審口頭弁論終結の時点において原告らに放射線被ばくによる損害が発生していると認定されたとしても、その損害の有無・程度は、同時点以後、国や地方公共団体等によって実施される放射性物質汚染対処特措法等に基づく諸方策の内容及び実施状況、原告らそれぞれにつき生ずる可能性のある様々な生活事情の変動、訴状別紙原告目録の「平成23年3月11日における居住地」欄記載の各居住地に存在するとされる放射性物質*1及びその発する放射線量の自然減少の程度等の複雑多様な因子によって左右されるものである。

以上によれば、請求の趣旨第3項の請求のうち本件訴訟の事実審口頭弁論終結日以降の損害賠償を求める部分については、賠償請求権の成否及び賠償額をあらかじめ一義的に明確に認定することができるとはいえないから、権利保護の要件を欠くものであって、将来の給付を求める訴えにおける請求権としての適格を有するとはいえない。したがって、請求の趣旨第3項の請求に係る訴えのうち同部分に係る訴えは不適法である。

第3 請求原因に対する認否

1 はじめに

*1 放射性物質の量は壊変により正確に指数関数に従って減少することが知られている。その理由は放射性物質を構成する個々の原子核が一定時間内に壊変する確率が全て等しいことによる。一般に、物質の量がある観測時点の値から半分に減少するまでに要する時間を半減期というが、放射性物質の場合、半減期は、最初の量の大小にかかわらず一定値となり、かつ、放射性物質の種類ごとに半減期は異なる。

訴状に記載されている原告らの主張は、原告らの被告国に対する請求を根拠づける請求原因としていかなる意味を有するのかが判然としない原告らの意見や評価にわたるものも見られるが、争点整理に資するため、現時点において必要と判断される限度において、認否を行うこととする。

2 「はじめに 本件訴訟において原告らが司法にもとめるもの」(訴状2ページ以下)について

平成23年3月11日に福島第一発電所事故が発生したことは認め、被告国に損害賠償責任及び原状回復責任がある旨の主張は争い、本件の個別の原告らの被害の有無及びその程度は不知。その余の原告らの意見又は評価にわたる部分は、原告らの被告国に対する請求を根拠づける請求原因としていかなる意味を有するか判然としないため、認否の限りでない。

3 「第1 当事者と福島第一原発の概要」(訴状9ページ)について

(1) 「1 原告ら」(訴状9ページ)について

福島第一発電所事故が発生したことは認め、その余は不知。

(2) 「2 被告ら」(訴状10ページ)について

ア 「(1) 被告東京電力株式会社」について

(ア) 第1段落は認める。

(イ) 第2段落は、昭和41年、福島第一発電所1号機について設置許可処分がされたこと、同1号機が昭和46年3月26日に運転開始され、日本に設置されている原子力発電所の中で最も古いものの一つであること、同1号機～6号機がいずれも沸騰水型軽水炉であり、米国から技術を導入して設置されたものであること、同1号機～5号機がMark I型であり、同6号機がMark II型であることは認める。

なお、同1号機は、我が国で最初に運転を開始した原子炉ではない。

同1号機の運転開始より前に、敦賀発電所1号機及び美浜発電所1号

機の運転が開始されている。

(ウ) 第3段落及び第4段落は認める。

(エ) 第5段落は、福島第一発電所の各号機が、いずれも運転開始から30年を超えた原子炉であり、同1号機が平成23年3月26日で運転開始から40年を迎える予定であったことは認め、「老朽化した原子炉」であったとの主張は争う。

(オ) 第6段落は認める。

イ 「(2) 被告国」について

(ア) 「ア」について

a 第1段落は、「原子力事業体制全般」の意味するところが不明であり、原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

b 第2段落は、個々の原子力発電事業が被告東電等の電力会社の事業として行われていること、エネルギー・環境会議が平成24年9月14日に決定した「革新的エネルギー・環境戦略」において、原告ら指摘の記述があることは認め（ただし、「革新的エネルギー・環境戦略」には「国策民営」の内容についての説明はない。）、その余は否認ないし争う。

(イ) 「イ」について

a 第1段落及び第2段落は認める。ただし、内閣府に原子力委員会及び原子力安全委員会を置くことを定めているのは、原子力基本法4条である。

b 第3段落は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「炉規法」という。）1条の一部に、原告らが引用する文言が存在することは認める。

c 第4段落は、福島第一発電所事故当時の電気事業法1条の条文

が訴状に記載したとおりであることは認める。

- d 第5段落及び第6段落は、被告国が電力会社に対して規制権限を有していることは認め、その余は争う。

4 「第2 本件事故によって広い地域に放射能汚染がもたらされたこと」(訴状12ページ) について

なお、以下の認否の内容は、原子力規制委員会に設置された「東京電力福島第一原子力発電所における事故分析に係る検討会」の議論により新たな知見が示された場合には、変更する可能性がある。

(1) 「1 東北地方太平洋沖地震の発生と被害の概要」(訴状12ページ) について

ア 第1段落について

第1文(「2011(平成23)年…発生した。’)は認める。

第2文(「震源域は…観測した。’)は、震源域が岩手、宮城、福島、茨城の各県沖にわたること、震源の長さが約400キロメートル以上、幅が約200キロメートル以上と推定されること、宮城県栗原市で震度7を観測したほか、広範囲にわたって震度6強ないし6弱を観測したという限りで認める。

イ 第2段落について

最大遡上高40.1メートル*2の津波が襲来し、死者及び行方不明者が合計2万人を超えていることは認め、その余は否認する。記録された最大潮位は9.3メートルであり、被告東電の推定によっても、福島第

*2 陸地に流れ込んだ津波は、流れが強いままで斜面などにぶつかると、そこを駆け上がり、海岸での津波の高さをはるかに超える高さまで上ることがある。遡上高とは、津波が内陸に駆け上がった結果、斜面や路面上に変色部や漂着物等の痕跡を残すが、その痕跡の、平常潮位(津波がない場合の潮位)からの高さを意味する語である。

一発電所の検潮所設置位置における津波の高さは約13メートルとされている。

(2) 「2 本件事故発生と放射性物質の飛散」(訴状13ページ)について

ア 「(1) 地震及び津波による本件事故の発生」について

認める。

イ 「(2) 地震動自体による原子炉等への影響」について

(ア) 第1段落は認める。

(イ) 第2段落は、国会における第三者機関による調査委員会が発表した平成24年7月5日付け報告書(以下「国会事故調査報告書」という。)に、福島第一発電所1号機において、地震動により小破口冷却材喪失事故(SB-LOCA)が起きた可能性が少なくとも理論的には否定できない旨記載されている(同報告書215及び216ページ)ことは認める。

ウ 「(3) 津波による全交流電源喪失」について

認める。

エ 「(4) 各号機における過酷事故の発生に至る経過」について

(ア) 柱書について

おって認否する。この点の正確な事実関係については、次回以降において整理して主張する予定である。

(イ) 「ア 1号機」について

a 第1段落及び第2段落は認める。

b 第3段落について

第1文(「原子炉格納容器の…試みられた。’)は認める。

第2文(「一方、同日14時45分頃までに…損傷が生じていたと考えられる。’)及び第3文(「この間、原子炉水位の…漏出した。’)

は、原告らが主張する事実が発生した可能性があるという限りで認める。なお、原子力安全・保安院が行った解析によれば、原子炉圧力容器の損傷に至ったのは地震発生（平成23年3月11日午後2時46分）から約15時間後である。

第4文（「同日15時36分…発生した。」）は、その時刻頃原子炉建屋上部で水素ガスと思われる爆発が発生したことは認める。

(ウ) 「イ 3号機」について

a 第1段落について

第1文（「全交流電源喪失後も…起動された。」）～第3文（「同日12時35分…喪失した。」）は認める。ただし、高圧注水系（HPCI）の自動起動により、一旦、原子炉水位が回復している。

第4文（「これにより、…可能性がある。」）のうち、圧力容器又はその周辺部に閉じ込め機能を損なう損傷が生じていた可能性がある点は認め、上記の損傷が「同日9時10分頃までの間に」生じていた可能性があること、及び「格納容器についても14日2時20分までの間に損傷が生じた可能性がある」ことは不知。

b 第2段落について

高圧注水系（HPCI）の停止後、格納容器の圧力上昇を受け、圧力抑制のためにベントが試みられたこと、消防車等による代替注水が行われたこと、平成23年3月14日午前11時1分に原子炉建屋で水素爆発が発生したことは認める。「冷却機能喪失に基づく燃料の損傷に伴い圧力容器内で大量の水素が発生し、これが格納容器へ漏洩した後、建屋上層階に滞留した結果」とする点は、その可能性があるという限りで認め、「原子炉建屋4、5階部分」とする点は不知。

(I) 「ウ 2号機」について

a 第1段落は認める。

b 第2段落について

第1文（「ところが…できなくなった。」）及び第2文（「同日13時25分ころ…推定される。」）は認める。

第3文（「その後も…上昇した。」）は、消防車による海水注水が行われ、ベントラインも再構成されたこと、平成23年3月15日午前6時から午前6時10分頃に衝撃音及び振動が発生したこと、正門付近の放射線レベルが上昇したことは認め、その余は否認する。圧力抑制室の圧力計は計測不能となったとは判明していない。なお、上記衝撃音及び振動は、2号機ではなく4号機が発生源である。

第4文（「この頃…みられている。」）は、国会事故調査報告書に、平成23年3月15日午前7時20分から午前11時25分にかけての格納容器の圧力低下が「格納容器の破損を示唆するものと推測されている」との記載がある（同報告書157ページ）という限りで認める。

(オ) 「エ 4号機」について

a 第1段落は認める。

b 第2段落について

第1文（「3月14日…発生した。」）及び第2文（「4号機の…つながっている。」）は認める。

第3文（「そのため、3号機の…可能性がある。」）は、3号機で発生した水素が4号機の排気管に流入した可能性があることは認め、その余は否認する。平成23年3月14日午前11時頃に3号機のベント配管が開状態となったことは確認されていない。

第4文（「翌15日…発生した。」）は、同月15日午前6時頃から午前6時10分頃の間、原子炉建屋で水素爆発が発生したことは認め、発生場所が4、5階付近であることは不知。

(3) 「3 放射性物質飛散に至る経過とその規模」（訴状16ページ）について

ア 第1段落は認める。

イ 第2段落について

第1文（「これらは…降り注いだ。」）は、一般的に放射性プルームが降雨の影響で降下する可能性があることは認める。

第2文（「また…放出された。」）は、1～3号機におけるベント作業によって放射性物質が大気中及び海洋中に放出されたこと、経済産業大臣からの命令を受け、被告東電が2号機にベント作業に入り、平成23年3月13日午前11時頃及び同月15日午前零時頃同作業を実施したものの、ドライウエルの圧力低下が確認されなかったことは認める。

ウ 第3段落は、原子力安全・保安院が平成23年4月12日時点において、福島第一発電所事故を国際原子力・放射線事象評価尺度（INES。以下「INES」という。）でレベル7と暫定評価したこと、昭和54年3月28日に、米国ペンシルバニア州スリーマイル島上にある原子力発電所において発生した事故（いわゆるスリーマイルアイランド原子力発電所事故）がINESでレベル5と評価されていることは認め、その余は否認する。福島第一発電所事故による放射性物質の放出量は、昭和61年4月26日、旧ソビエト連邦（以下「ソ連」という。）ウクライナ共和国のチェルノブイリ原子力発電所における事故（いわゆるチェルノブイリ原子力発電所事故）の約1割前後とされている。また、INESレベル5は「広範囲な影響を伴う事故」と定義されている。

エ 第4段落は、原子力安全・保安院が平成23年6月6日に大気中に放出された福島第一発電所1～3号機合計でのヨウ素131とセシウム137のヨウ素131換算での放射性物質の放出量の総量を77万テラベクレルと推計したこと、同推計におけるセシウム137の放出量の試算値が広島に投下された原子爆弾から放出されたセシウム137の試算値の約168倍であること、同試算値が福島第一発電所事故による海洋汚染を含まない大気中への放出量のみのものであること、被告東電が平成24年5月24日に、大気中への放射性物質の総量を約90万テラベクレルと推計していることは認める。

オ 第5段落は、政府が平成23年12月16日に福島第一発電所事故の収束宣言を行ったこと、その後も福島第一発電所の敷地内では福島第一発電所事故前と比較して高い被ばく線量が計測されていることは認め、その余の原告らの評価にわたる部分は認否の限りでない。

(4) 「4 本件事故による放射能汚染が広域に広がっていること」(訴状17ページ)について

ア 第1段落は、国会事故調査報告書に、推計として、福島第一発電所事故で大気中に放出された放射性物質の総量が、ヨウ素換算(国際原子力指標尺度【INES評価】)にして約900PBq(ペタベクレル、ヨウ素:500PBq、セシウム137:10PBq)とされており、チェルノブイリ原子力発電所事故におけるINES評価5200PBqと比較して約6分の1の放出量になることとの記載があり(同報告書349ページ)、セシウム137の蓄積量として訴状18ページの図が記載されている(なお、同図が記載されているのは同報告書330ページではなく350ページである。)という限りで認める。なお、テラは10の12乗、ペタは10の15乗をそれぞれ意味する単位であり、1ペタ

は1000テラである。

イ 第2段落は、国会事故調査報告書に、環境省によると、年間5マイクロシーベルト、20マイクロシーベルト以上の空間線量となる可能性のある土地の面積が、それぞれ福島県内の1778キロ平方メートル、515キロ平方メートルであるとの記載がある（同報告書350ページ）という限りで認める。なお、原告らが引用する環境省の「除染等の措置等に伴って生じる土壌等の量の推定について」は、福島県だけでなく、宮城県、山形県、栃木県及び茨城県も対象範囲とし、空間線量率別の面積を推定している。

ウ 第3段落は認める。

(5) 「5 避難指示等が招いた地域住民の混乱」(訴状18ページ)について

ア 第1段落は認める。

イ 第2段落は、原告らの意見や評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

ウ 第3段落は、政府の原子力災害対策本部が、平成23年4月22日、福島第一発電所から半径20キロメートルから30キロメートル圏内に指示していた屋内への退避指示を解除すること、葛尾村、浪江町、飯舘村、川俣町の一部及び南相馬市の一部を計画的避難区域に設定すること、広野町、楡葉町、川内村、田村市の一部及び南相馬市の一部を緊急時避難準備区域に設定することを指示したことは認め、同日に原子力災害対策本部が福島第一発電所から半径20キロメートル圏内を警戒区域に設定することを指示したことは否認し、その余は原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。原子力災害対策本部が、福島第一発電所から半径20キロメートル圏内に警戒区域を設定することを指示し

たのは、同月21日である。

5 「第3 本件事故によって原告らが受けた被害（侵害された権利）」（訴状19ページ）について

(1) 「1 本件事故によって原告らが受けた被害の諸相」（訴状19ページ）について

ア 柱書について

原告らが受けた被害については不知。また、原告らの主張が、個々の原告らの損害内容を超えて、「被害の全体像」や「被害地域の現状」を本件訴訟において考慮すべきとの趣旨であれば、認否の限りでない。原告らが本件訴訟において訴求する被告国に対する損害賠償請求権は、飽くまでも原告らごとにその存否を判断すべきものであるから、その発生要件である損害もまた、原告らごとにその存否や内容を判断すべきものである。

以下、本件の個別の原告らとの関係で必要と認める限りで認否する。

イ 「(1) 避難者の被害」について

福島県の発表によれば、避難者が平成24年5月10日時点で約16万人であることは認め、「自主的避難」とされる事案においては、自己の避難行動が政府等の公的機関から正当化されず」とする点は否認し、その余は本件の個別の原告らの関係では不知。原子力損害賠償紛争審査会が平成23年12月6日に策定した「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針追補（自主的避難等に係る損害について）」においては、自主的避難等に係る損害について示している。

ウ 「(2) 滞在者の被害」について

(7) 第1段落は、本件の個別の原告らの関係では不知。

(イ) 第2段落は認める。

(ウ) 第3段落は、福島県内の自治体において、平成23年夏頃から学校や公園において除染が行われ、それにより線量の低下が認められること、除染によっても年間1ミリシーベルト以上の追加被ばく線量*3が予想される空間線量までしか下がらない場所があること、除染によって除去された土壌等を当該除染を実施した土地において保管する場合があることは認め、その余は不知。原告らの評価にわたる部分は認否の限りでない。

(エ) 第4段落は、原告らの意見にわたるものであるため、認否の限りでない。

(オ) 第5段落について

第1文（「被告国は…自治体任せである。」）は、放射性物質汚染対処特措法が、環境大臣が除染特別地域と指定した地域につき国が除染等の措置等を実施しなければならないと定めていること、除染特別地域の指定の範囲が「警戒区域」及び「計画的避難区域」であること、福島第一発電所事故発生から一年の期間内に積算線量が20ミリシーベルトに達するおそれのある区域を「計画的避難区域」と設定したことは認め、その余は否認する。除染特別地域以外の除染実施区域の除染等の措置等の実施者は、同法35条1項各号に規定されているとともに、同項各号を根拠として除染等の措置がされている。

第2文（「自治体による除染も…進んでいない。」）は否認する。放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等の方法は、同法施行規則及び環境省が平成23年12月に策定した除染関係ガイドライン

*3 自然被ばく線量及び医療被ばく線量を除いた被ばく線量

(平成25年5月改訂)等において示されている。

第3文(「また…目途が立っていない。」)は、住宅周辺などの生活圏の除染が進められていること、生活圏以外の森林全体に対する除染の取扱いについて、対応方針が決定されていないことは認め、その余は否認する。農地や生活圏にある森林の除染については、除染実施者により計画的な事業が進められている。

第4文(「そのため…声があげられている。」)は不知。

(カ) 第6段落は、福島県が健康管理調査を実施していることは認め、その余は否認する。福島県では、国際的に認められた医学的知見を踏まえ、全県民を対象にした県民健康管理調査において被ばく線量の把握や学校保健安全法に規定する健康診断等に上乘せする形での健康診査を実施しており、その中で避難区域等の者を対象とした血液検査や16歳以上の者を対象とした尿検査等を実施している。特に、震災時に18歳以下の全ての者を対象に甲状腺の超音波検査を実施しており、必要と判断された場合には、二次検査で血液検査を含む精密検査を実施している。また、内部被ばく線量に関するホールボディカウンターによる検査や、子供及び妊婦に対する個人線量計の貸与などを実施している。

(キ) 第7段落は、除染や健康管理対策が進まないことは否認し、その余は不知。除染は放射性物質汚染対処特措法に基づき実施されており、福島県は、前記(カ)のとおり、全県民を対象に県民健康管理調査を実施している。例えば、被ばく線量を把握するための基本調査では、これまで全県民202万人のうち約40万人の推計が終了しており、県全体では、99.8パーセントが5マイクロシーベルト未満、99.9パーセントが10マイクロシーベルト未満という結果が出ている。

また、甲状腺検査については、平成25年度までに一巡目の甲状腺検査を実施することとしており、現在までに計画どおり約半数（約18万人）に当たる者の検査を進めてきている。

(ク) 第8段落は、生活圏以外の森林全体に対する除染の取扱いについて、対応方針が決定されていないという限りにおいて認め、本件の個別の原告らとの関係では不知。

(ケ) 第9段落～第13段落は、本件の個別の原告らの関係では不知。

エ 「(3) 小括」について

本件の個別の原告らの関係では不知。

(2) 「2 原告らの被害の根源—多種多様な被害がいかに関生するか」（訴状24ページ）について

ア 柱書について

本件の個別の原告らの関係では不知。

イ 「(1) 健康影響への強い不安・懸念」について

放射性物質や放射線が視覚、嗅覚、聴覚によって知覚することができないこと、平成23年12月16日の収束宣言後も、福島第一発電所において地下貯水槽からの水漏れや使用済み燃料プールへの鉄骨落下事象が起きたことは認め、その余は本件の個別の原告らの関係では不知。

ウ 「(2) 個々人のとった行動」について

本件の個別の原告らの関係では不知。

エ 「(3) 被害の現れ方を左右する要因」について

平成23年12月16日の収束宣言後も、福島第一発電所における前記イの地下貯水槽からの水漏れや使用済み燃料プールへの鉄骨落下事象につき報道されたこと、福島第一発電所から外部への放射性物質の放出が続いていることは認め、その余は本件の個別の原告らの関係では不知。

オ 「(4) まとめ」について

「本件事故について、個々の被害者には何らの落ち度もない」ことは認め、その余は本件の個別の原告らの関係では不知。

(3) 「3 被害者のいかなる権利・利益が侵害されているか（被侵害利益）」
(訴状28ページ)について

ア 「(1) 被侵害利益をどのように考えるべきか」について

「放射線被ばくによる健康影響への恐怖や不安にさらされることなく平穏な生活をする権利」が侵害されている」と主張する点は争い、その余は本件の個別の原告らの関係では不知。

イ 「(2) 平穏生活権とは」について

(ア) 第1段落及び第2段落は争う。原告らが引用する東京高等裁判所昭和62年7月15日判決（判例時報1245号3ページ。横田基地夜間飛行禁止等請求控訴事件）は、「人格権という言葉は、法律用語として必ずしも熟しているものということとはできない」とした上で、「本件に即していえば、人は人格権の一種として、平穏安全な生活を営む権利（以下、仮に、平穏生活権又は単に生活権と呼ぶ。）を有しているというべきであって、騒音、振動、排気ガスなどは右の生活権に対する民法709条所定の侵害であり、これによって生ずる生活妨害（この中には、不快感等の精神的苦痛、睡眠妨害及びその他の生活妨害が含まれる。）は同条所定の損害というべきである（右の生活権は、身体権ないし自由権を広義に解すれば、それらに含まれているともいえるが、それらと区別して右に述べたような意味で使うこととする。これは被害の態様からみると身体傷害にまでは至らない程度の右のような被害に対応する権利である。）」（ゴシック体の部分は引用者による。）と判示しているにすぎないのであり、本件において原告らの主張する

何らかの権利の根拠となるものではない。

- (イ) 第3段落は、仙台地方裁判所平成4年2月28日決定（判例時報1429号109ページ）が、原告らが引用する内容の判示をしていることは認めるが、その余は争う。同決定は、債務者がその所有地に産業廃棄物最終処分場を完成させたところ、同土地の周辺住民らが、水質汚濁等を理由に、生活環境権、人格権若しくは財産権に基づく差止請求権又は不法行為の差止請求権を被保全権利として、同処分場の使用操業差止めの仮処分を申請した事案に係るものであり、本件において原告らの主張する何らかの権利の根拠となるものではない。

ウ 「(3) 本件事故による平穏生活権侵害について」について

(ア) 第1段落について

第1文（「上記のように…受け続けている。」）及び第2文（「あるいは…受け続けている。」）は、本件の個別の原告らの関係では不知。

第3文（「原告らが…現れである。」）は争う。

(イ) 第2段落は争う。

6 「第4 原子力発電の事故が想像を絶する被害をもたらすこと」（訴状30ページ）について

(1) 「1 核兵器技術から派生した原子力発電の技術とその危険の大きさ」（訴状30ページ）について

原告らの被告国に対する損害賠償請求及び原状回復請求との関連が不明であり、原告らの意見や評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

(2) 「2 原子力発電の事故が想像を絶する被害をもたらすことが予想されていたこと」（訴状30ページ）について

ア 第1段落について

第1文（「原子力発電は…もたらされる。」）は、原告らの主張する「事

故」が何であるか不明であり、認否の限りでない。

第2文（「世界の原子力開発を…1957年3月。」）は、昭和32年に米国原子力委員会が「公衆災害を伴う原子力発電所事故の研究」（原題「Theoretical Possibilities and Consequences of Major Accidents in Large Nuclear Power Plants」, WASH-740）を公表したことは認め、その余は不知。

イ 第2段落は不知。

ウ 第3段落は認める。なお、昭和32年度の一般会計歳出決算額は約1兆1876億7598万円である。

エ 第4段落は、昭和35年に原子力発電所において事故が発生した場合の被害の推計が行われたという限りで認める。

オ 第5段落について

第1文（「すなわち…とりまとめた。」）は認める。ただし、調査の目的は、原子力平和利用に伴う災害評価についての基礎調査を行い、原子力災害補償の確立のための参考資料とすることとされている。

第2文（「この試算は当時…前提としている。」）は、熱出力50万キロワットの原子炉について、原子炉に内蔵された放射能の0.02パーセント又は2パーセントが放出された場合を前提として試算がされているという限りで認める。

第3文（「その試算に際しては…限界があるものであった。」）は、原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

カ 第6段落について

第1文（「しかし…130万人であった。」）は、上記試算において、気象条件等の設定により変動はあるものの、人的被害について、最大で死亡720人、障害5000人、要観察130万人と試算されているこ

とは認め、その余は原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

第2文（「損害額に関しては…相当するものである。」）は、原告らのいう「当時の国家予算」を「昭和35年度の一般会計歳出予算」と解した上で、認める。昭和35年度の一般会計歳出予算額は、約1兆7651億6270万円である。

第3文（「こうした…想定できないものである。」）は、原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

(3) 「3 実際に発生した大事故とそれによってもたらされた被害の大きさ」
（訴状32ページ）について

ア 「(1) スリーマイル島原発事故」について

昭和54年3月28日、米国ペンシルバニア州スリーマイル島上にある原子力発電所2号機において、給水喪失から炉心損傷に至ったという、いわゆるスリーマイルアイランド原子力発電所事故が発生したこと、同事故における核燃料の損傷により放射性物質が一時冷却水中に漏出され、環境へ放出されたこと、同事故は、INESのレベルで5と評価されていることは認め、原告らの評価にわたる部分は認否の限りでない。

イ 「(2) チェルノブイリ原発事故」について

昭和61年4月26日、ソ連ウクライナ共和国のチェルノブイリ原子力発電所4号機の原子炉出力が異常に上昇し、燃料の過熱、激しい蒸気の発生、圧力管の破壊、原子炉と建屋の構造物の一部破壊、燃料及び黒鉛ブロックの一部飛散、火災に進んで、放射性物質が外部環境に放出されるに至った事故が発生したこと、同事故はINESのレベルで7と評価されていること、同事故により、放射性物質がウクライナ、ベラルーシ、ロシア等へ放出されたこと、同発電所の作業員や消防隊員が急性の

放射線症と診断されたこと、放射線防護の措置として同発電所周辺30キロメートル圏内の住民の総計13万5000人が避難したと報告されていること、同発電所の周囲には、立入禁止区域があり、小児甲状腺がんの増加が認められることは認め、原告らの評価にわたる部分は認否の限りでない。

ウ 「(3) 二つの事故の教訓」について

原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

(4) 「4 本件事故によっても原発事故の被害の巨大さが確認されたこと」
(訴状33ページ) について

ア 第1段落は、福島第一発電所事故が発生したことは認め、原告らの評価にわたる部分は、認否の限りでない。

イ 第2段落について

第1文(「政府の避難指示…余儀なくされた。’)は、警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域として、福島県内の12市町村が指定されたこと(市町村の一部が指定されたものを含む。)は認め、その余は本件の個別の原告らとの関係では不知。

第2文(「放射性物質による…できない状況にある。’)は、本件の個別の原告らの関係では不知。

ウ 第3段落は、本件の個別の原告らとの関係では不知。

エ 第4段落は、東北地方太平洋沖地震における震災関連死の死者(復興庁は、震災関連死の死者を「東日本大震災による負傷の悪化等により亡くなられた方で、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、当該災害弔慰金の支給対象となった方」と定義している。)の数が、平成24年9月30日現在で、全国で2303人であり、そのうち、福島県が1121人であったこと、福島第一発電所事故から1年が経過した後に震災

関連死となった40人のうち、35人が福島県における死者であったことは認め、その余は本件の個別の原告らとの関係では不知。

オ 第5段落は、平成23年3月25日に、近藤駿介原子力委員会委員長（当時）により、「福島第一原子力発電所の不測事態シナリオの素描」と題するレポートが提出されたこと、同レポートには、強制移転を求めべき地域が170キロメートル以遠にも生じる可能性や、移転を希望する場合認めるべき地域が250キロメートル以遠にも発生することになる可能性があることが指摘されていることは認め、その余は本件の個別の原告らとの関係では不知。

(5) 「5 原発事故の被害の特殊性と安全を確保すべき注意義務の程度について」（訴状34ページ）について

我が国の法制度上、原子力基本法、原子炉等規制法（ただし、正式名称は「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」であり、本答弁書では「炉規法」と略称している。）及び電気事業法において、「安全の確保」ないし「公共安全」の確保が求められていることは認め、その余は原告らの意見又は評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

7 「第5 被告国により原子力発電が導入されかつ推進されてきたこと」（訴状36ページ）について

(1) 「1 国際原子力体制による枠付け」（訴状36ページ）について

核兵器の不拡散に関する条約（NPT）、非核地帯条約、二国間原子力協定が存在し、国際原子力機関（IAEA）による保障措置等により、国際社会が原子力・核に関する管理体制を敷いていることは認め、その余は原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

(2) 「2 被告国による原子力導入の経過」（訴状36ページ）について

ア 「(1) 第二次世界大戦後の日本の状況」について

昭和22年1月に極東委員会が日本の原子力研究の禁止を決議したこと、昭和26年にサンフランシスコ講和条約が締結されたことは認め、その余は原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

イ 「(2) 原子力予算の可決と原子力三法制定」について

(7) 第1段落は、昭和29年度予算として、原子力関係予算が計上されたこと、昭和30年11月14日に日米原子力研究協定が締結されたこと、同月30日に財団法人原子力研究所が発足したことという限りで認める。なお、同研究所は、原子炉の研究開発機関として発足したものである。

(イ) 第2段落は認める。ただし、科学技術庁(当時)は、原子力委員会の庶務を処理するとともに、原子力研究所及び原子燃料公社に関する事務をつかさどることとされていた。

ウ 「(3) 長期計画の策定と外国技術の輸入による原子力発電の導入」について

(7) 第1段落は、事実関係については認め、評価にわたる部分は認否の限りではない。ただし、昭和31年9月6日に内定した「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」は、「原子力開発利用長期基本計画」が正しい。

(イ) 第2段落について

第1文(「被告国は…導入を進めた。」)は、昭和34年、英国で開発された原子炉(コールダーホール型原子炉)の技術を取り入れた原子力発電所の建設を決定したこと、同時に米国が開発した軽水炉原子炉の導入を進めたことは認め、その余は否認する。

第2文(「そして…成功した。」)～第4文(「さらに…発電を開始し

た。』) は認める。なお、東海発電所において初めて発電に成功したのは昭和40年11月10日であるが、運転を開始したのは、昭和41年7月25日である。

(ウ) 第3段落は、原告らの意見又は評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

(3) 「3 被告国による統制を徹底する法制度」(訴状38ページ) について

ア 柱書について

(7) 第1段落は、原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

(イ) 第2段落は認める。

イ 「(1) 原子力基本法」について

(7) 「ア 原子力委員会」について

a 第1段落は、原子力基本法に原告らが引用する規定があることは認めるが、当該規定は同法4条ではなく同法5条である。福島第一発電所事故当時の同法4条は、「原子力の研究、開発及び利用に関する国の施策を計画的に遂行し、原子力行政の民主的な運営を図るため、内閣府に原子力委員会及び原子力安全委員会を置く。」と規定されていた。

b 第2段落は、原子力委員会が国の機関であることは認め、その余は否認する。原子力委員会に決定権限がある事項は、原告らが引用する原子力基本法5条のとおり、「原子力の研究、開発及び利用に関する事項(安全の確保のための規制の実施に関する事項を除く)」である。

(イ) 「イ 原子炉の管理」について

認める。ただし、「14条1項」とあるのは、「14条」の誤りであり、同条（原子力基本法14条）は「原子炉を建設しようとする者は、別に法律で定めるところにより政府の行う規制に従わなければならない。これを改造し、又は移動しようとする者も、同様とする。」と規定している。また、同法16条のうち、原告らが「前二条に規定する規制に従って」とする点は、「前二条に規定する規制に従って」が正しい。

(4) 「ウ 核燃料物質の管理」について

認める。

ウ 「(2) 原子炉等規制法・電気事業法」について

(ア) 第1段落について

第1文（「被告国は…法制度を定めた。」）は、原子力基本法を受けて、炉規法及び電気事業法を通じて規制がされていること、経済産業大臣が、核原料物質及び核燃料物質の管理についての規制権限を有していることは認め、その余は争う。福島第一発電所事故当時の炉規法23条1項においては、原子炉を設置しようとする者は、原子炉の区分に応じて、政令で定めるところにより、同項各号に定める大臣の許可を受けなければならないとされ、同条3項において、文部科学大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣は、政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ原子力委員会及び原子力安全委員会の意見を聴かななければならないことが規定されていたものであり、経済産業大臣が全面的に規制を行うものとされていたものではない。

第2文（「また…定めた。」）のうち、炉規法及び電気事業法において、経済産業大臣が規制権限を有するものと定められていたことは認

め、その余は争う。

(4) 第2段落のうち、原子炉と核燃料物質の管理について被告国による法規制の下に置かれるものとされていることは認め、その余は争う。

(4) 「4 被告国が原子力発電所建設を主体的かつ協力に推進してきたこと」
(訴状39ページ) について

ア 「(1) 原子力委員会の長期計画」について

(7) 第1段落は、原子力委員会が、原子力の研究、開発及び利用に関する行政の民主的な運営を図る目的で設置されているという限りで認め、その余は原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

(4) 第2段落は、「国策」の意味が不明であり、また、原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

(4) 第3段落は、原子力委員会が、原告らが指摘する年にそれぞれ「原子力の研究、開発、及び利用に関する長期計画」(ただし、昭和31年については「原子力開発利用長期基本計画」)を策定したことは認め、その余は原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

イ 「(2) 海外からの技術導入と技術者養成」について

認める。

ウ 「(3) 被告国が損害賠償リスクを引受けたこと」について

(7) 第1段落について

第1文(「被告国は…制定した。’)は、昭和36年に原子力損害の賠償に関する法律(以下「原賠法」という。)が制定されたことは認め、その余は否認する。原賠法は、「原子炉の運転等により原子力損害が生じた場合における損害賠償に関する基本的制度を定め、もつ

て被害者の保護を図り、及び原子力事業の健全な発達に資すること」を目的として制定されたものであり（同法1条）、原子力発電導入の基礎作りの一環として制定されたものではない。

第2文（「同法は…こととした（16条）。」）は認める。ただし、同条において、政府が、原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行なうものとする定められているのは、「原子力損害が生じた場合において、原子力事業者（外国原子力船に係る原子力事業者を除く。）が第三条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき額が賠償措置額をこえ、かつ、この法律の目的を達成するため必要があると認めるとき」である。

(4) 第2段落は争う。

エ 「(4) 被告国が電力会社に原子力発電事業を行わせてきたこと」について

(ア) 「ア 被告国の責任による原子力発電導入計画の推進」について

a 第1段落について

第1文（「被告国は…打ち出した。」）は、昭和36年に原子力委員会が策定した「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」（以下「昭和36年長期計画」という。）において、「エネルギー源確保の安定化の面からもより安価なエネルギー源の開発およびその多様化をはかることが必要である。このため電力供給源として原子力発電に期待することは、大きな意義があるものとする。」「発電1号炉および2号炉に引き続いて前期10年間には、後期への開発への足場としてさらに3基程度の発電炉の設置が期待される。」とされているという限りで認める。

第2文（「そして…ことを決定した。」）は、昭和36年長期計画

において、「前期10年間における原子力発電開発規模は、発電1号炉・発電2号炉およびこれに引き続き建設されるものを合わせて電気出力約100万キロワット前後と考えるが、これらの建設は、電気事業者が協調してこれにあたることを期待するとともに、政府としては、その推進のために金融・税制その他において適切な施策を講ずる必要があると考える。」とされているという限りで認める。昭和36年長期計画は飽くまで指針を示したものであって、これにより施策を講ずることを決定したものではない。

b 第2段落は認める。

(4) 「イ 電力会社による原子力発電所の建設・運転開始」について

事実関係については、認める。ただし、中部電力が浜岡発電所1号炉の設置許可を申請したのは昭和45年である。

(ウ) 「ウ その後の長期計画の展開」について

a 第1段落は、原子力委員会が昭和42年に策定した「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」（以下「昭和42年長期計画」という。）に、原告らが指摘する記述がされているという限りで認める。原告らが指摘する記述は、飽くまで見通しが示されたものにすぎないのであって、「数値目標を設定した」ものでも「軽水炉を採用する方針を示した」ものでもない。

b 第2段落は認める。

c 第3段落は、昭和42年長期計画において、「人材養成」として必要とされる科学技術者を列挙していること、大学学部、大学院の原子力専門学科又は専攻課程の増設、増員等を図り、科学技術者の所要数を確保することが必要であることが指摘されていること、養成訓練対策についての記述がされていることは認め、その余は否認

する。昭和42年長期計画においては、原子力開発利用の進展に応じて必要となると見込まれる科学技術者の人数等を述べているものであって、「数値目標を立て」たものでも「こと細かく決定し」たものでもない。

オ 「(5) 小括」について

否認ないし争う。

(5) 「5 被告国の包括的関与なしには企業活動が成り立たない」(訴状43ページ)について

ア 「(1) 核燃料物質は被告国が全面的に管理」について

(7) 第1段落について

核燃料物質がなければ原子炉は稼動しないこと、一般論として、核燃料物質の調達及び管理、使用済み核燃料の貯蔵、再処理等につき被告国が管理していることは認め、原告らの評価にわたる部分は認否の限りでない。

(1) 第2段落について

高レベルの放射性廃棄物の最終処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律3条で規定される処理と異なり、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律に基づき、経済産業大臣が経済産業省令で定めるところにより、特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画(以下「最終処分計画」という。)を定めなければならないこと、最終処分計画を定めるには、閣議の決定を経なければならないこと、原子力発電環境整備機構(以下「機構」という。)は、経済産業省令で定めるところにより、最終処分計画に従い、特定放射性廃棄物の最終処分の実施に関する計画を作成すること、機構が最終処分施設建設地の選定、施設の設置、処分の実施等を行うことは認め、原告らの評価

にわたる部分は認否の限りでない。

イ 「(2) 経済活動としての自立性は全くない」について

否認ないし争う。

(6) 「6 被告国も認める「国策民営」構造」(訴状44ページ)について

ア 第1段落は、否認ないし争う。

イ 第2段落は、エネルギー・環境会議が平成24年9月14日に決定した「革新的エネルギー・環境戦略」において、原告ら指摘の記述があるという限りで認める。

(7) 「7 繰返される原発事故に対して被告国が「安全神話」を作出してきたこと」(訴状45ページ)について

ア 「(1) 外国における大事故と被告国による「安全神話」作出」について

(7) 柱書について

いわゆるスリーマイルアイランド原子力発電所事故及びチェルノブイリ原子力発電所事故が発生し、被害が生じたことは認め、その余は否認ないし争う。

(イ) 「ア 1978年長期計画」について

原子力委員会が昭和53年に策定した「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」(以下「昭和53年長期計画」という。)に、「第1章 原子力研究開発利用の基本方針」「2 安全の確保と原子力に対する国民の支持」という記載があり、そこに「原子力研究開発利用は、従来から安全の確保を大前提として進められてきたところであるが、原子力の安全性に対する国民の不安感は、まだ完全に払拭されているとはいえず、これが一部に見られる原子力発電に対する反対運動の契機となり、また原子力行政への不信の一因ともなってきた。」

「そして、このような安全確保の上に立って、エネルギー問題解決のためには、原子力研究開発利用が不可欠であることについて、国民一般及び地域住民の理解を深めるとともに、様々な場を通じて、国民と地域住民の声を原子力政策に反映させることにより、原子力研究開発利用に対する広い国民的支持を得るものとする。」との記述があることは認め、その余は否認する。昭和53年長期計画においては、上記のとおり、安全の確保を大前提とした原子力研究開発利用に対する広い国民的支持を得ることとされているのであって、「原子力発電所の安全性」についての啓蒙活動の施策をとることを決定したものではない。

(ウ) 「イ 1982年長期計画」について

原子力委員会が昭和57年に策定した「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」（以下「昭和57年長期計画」という。）に、いわゆるスリーマイルアイランド原子力発電所事故に関する記載がないこと、昭和57年長期計画の「第3章 開発利用の進め方」「1. 原子力発電」「(1)安全確保対策」に「原子力発電所の安全確保には従来から万全を期してきたところであり、1966年に我が国で初めて商業用発電炉が運転を開始して以来、今日まで従業員に放射線障害を与えたり、周辺公衆に放射線の影響を及ぼすような事故・故障は皆無であるという実績からも、今日、原子力発電所の安全性は基本的に確立していると言える。」、「電気事業者は、ささいな故障も国民の原子力発電に対する不安感を高める要因となることに鑑み、より一層運転管理を徹底するべきである。」との記述があることは認め、その余は否認ないし争う。昭和57年長期計画においては、原告らが引用する上記「今日、原子力発電所の安全性は基本的に確立していると言える。」

の記述に続けて「しかしながら安全確保の努力は不断に行われるべきであり、今後の原子力発電の拡大に対応して安全確保対策を一層充実し、安全運転の実績を積み上げていく必要がある。」と述べるなど、安全確保対策を充実させることによって、国民に不安が生じることのないよう努めることとしたものであって、「安全確保対策」を国民に対する「不安を与えないための方策」にすり替えられたものではない。

(I) 「ウ 1987年長期計画」について

- a 第1段落は、原子力委員会が昭和62年に策定した「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」（以下「昭和62年長期計画」という。）に、「第1部 総論」「第1章 原子力開発利用の意義」「2 原子力開発利用の基本方針」「(2) 安全の確保」という記載があり、そこに「これまでに周辺公衆に影響を及ぼすような放射性物質放出を伴う事故は皆無であり、この実績からも原子力の安全性は基本的に確保されている。このような我が国の優れた安全実績は海外諸国からも高い評価を受けている。」との記述があることは認め、その余は原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。
- b 第2段落は、昭和62年長期計画に、「第2部 各論」「第1章 安全の確保」という記載があり、同章の「1 安全確保対策」に「発電用原子炉施設については、その安全性は基本的に確立しており、これまで優れた安全実績を示している。」、「なお、チェルノブイリ原子力発電所の事故に関しては、同事故の評価及び我が国の安全確保対策の現状調査等により、我が国において、現行の安全規制やその慣行を早急に改める必要のあるものは見出されず、また、防災体制及び諸対策を変更すべき必要性は見出されないことが明らかとなっている。」との記述があることは認め、その余は否認ないし争う。

昭和62年長期計画においては、原告らが引用する上記「発電用原子炉施設については、その安全性は基本的に確立しており、これまで優れた安全実績を示している。」の記述に続けて、「しかしながら、これは事業者、国等の関係者の不断の努力によって維持・向上してきたものであり、今後ともこれらの努力を一層傾注することにより、引き続き原子力発電の安全確保に万全を期すこととする。」と原子力発電所の安全確保対策の必要性を述べ、さらに、原告らが引用する上記「また、防災体制及び諸対策を変更すべき必要性は見出されないことが明らかとなっている。」の記述に続けて、「しかしながら、従来から認識し実施されているシビア・アクシデント、人的因子、マン・マシン・インターフェイス等の研究の推進、各種指針の見直しの推進及び防災対策についてその内容を充実し、より実効性のある対策とすることの重要性が再認識されたことから、これらの施策の実施を通じ、今後の我が国における安全性の一層の向上に資していくこととする。さらに、同事故は原子力の安全確保が世界各国の共通課題であり、各国が協力して原子力の安全を確保していくことの重要性を再認識させたという観点も踏まえ、安全確保に係る国際協力を積極的に推進するものとする。また、同事故に関する情報を含め原子力安全に係る情報の入手に積極的に努め、適宜、我が国の安全確保対策に反映させていくものとする。」と述べているのであって、「国民の不安をうち消すことしか書かれていない」と要約ないし評価できるものではない。

イ 「(2) 国内における原発事故・故障の多発に対しても被告国が「安全神話」を作出してきたこと」について

(7) 「ア 45年間で法律対象案件752件」について

認める。

(イ) 「イ 原子力施設における重大事故」について

a 「(7) 1990 (平成2)年 美浜発電所2号機で非常用炉心冷却装置作動」について

平成3年2月9日(訴状47ページにおいて「1990(平成2)年」とあるのは「1991(平成3)年」の誤りと思われる。)、美浜発電所2号機において、運転中の原子炉が自動停止したこと、非常用炉心冷却装置が動作したこと、蒸気発生器伝熱管の損傷による一次冷却材の流出が原因であったこと、この事象により、放射性物質が外部に放出されたことは認め、その余は否認する。非常用炉心冷却装置が動作したのは美浜発電所2号機が初めてではない。また、上記事象についてINESを適用した場合には、レベル2に相当すると推定されているが、我が国がINESによる評価尺度の適用を開始したのは平成4年8月1日以降であり、同事象の当時は日本独自の原子力発電所事故・故障等評価尺度が適用され、同評価尺度ではレベル3とされている。なお、微量の放射性物質が外部に放出されたが、発電所敷地内外に設置されている放射線監視装置の指示値は通常と変化なく、外部に対する放射能の影響はないとされている。

b 「(イ) 1995(平成7)年 「もんじゅ」ナトリウム漏洩事故」について

認める。

c 「(ウ) 1997(平成9)年 動燃東海事業所で火災爆発事故」について

認める。

d 「(エ) 1999(平成11)年 JCO臨界事故」について

(a) 第1段落～第3段落は、「施設内にいた従業員」を「事故対策作業に従事した独立行政法人日本原子力研究開発機構及び核燃料サイクル開発機構の職員」と解した上で認める。

(b) 第4段落は否認ないし争う。

ウ 「(3) 1994年長期計画は「安心感の醸成」努力を強調」について

原子力委員会が平成6年6月24日に新たな「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」（以下「平成6年長期計画」という。）を策定したこと、平成6年長期計画では原子力開発利用の大前提として安全の確保を位置づけられていること、平成6年長期計画の「第2章 我が国の原子力開発利用の在り方」「2. 原子力開発利用の大前提」「(2)安全の確保」に、「原子力にも潜在的には危険性がありますが、現在までに培った知識や技術と安全優先の思想により、これを十分制御することができます。現に、我が国の原子力施設については、その安全は十分に確保されており、これまで周辺公衆に影響を及ぼすような放射性物質の放出を伴う事故は皆無です。」「高度な「原子力安全文化」を築き上げていきます。」「安全水準の向上が必ずしも国民の安心感につながらないという実態も踏まえなければなりません。安全運転実績を地道に積み重ねることを基本に安心感の醸成に努めていきます。」との記述があることは認め、原告らの評価にわたる部分は認否の限りでない。

エ 「(4) 2000年長期計画」について

原子力委員会が平成12年11月24日に新たな「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」（以下「平成12年長期計画」という。）を策定したこと、平成12年長期計画に「事故・トラブルに備え、我が国の自然条件を踏まえた耐震設計など重層な安全設計と安全管理の体制がとられている。」との記述があることは認め、原告らの評価にわたる

部分は認否の限りでない。なお、平成12年長期計画においては、上記の記述に続けて、「他方、放射線は五感では感じるできないこと、健康への影響が分かりにくいこと、また、安全確保の仕組みが外から見えにくいことなど、一般の人々にとっては事故・トラブルが発生した場合の影響や危険の度合いが分かりにくいことに加え、チェルノブイル原子力発電所事故における被害の深刻かつ重大さ、また、ウラン加工工場臨界事故の体験などから、人々の原子力の安全性に対する不安感は大きい。国及び原子力事業者は、事故原因の徹底究明に基づき再発防止策を講ずることはもとより、安全性向上のための技術開発の努力を怠らず、安全確保に最優先で取り組んでいくとともに、万一の事故発生に備えて災害対策を整備しておくことが最も重要である。」と述べている。

オ 「(5) 被告国は震災対策でも「安全神話」について

(7) 第1段落及び第2段落は認める。

(4) 第3段落は認める。ただし、火災を起こした変圧器は、外部電源用だけではなく、発電所内で発生させた電力を施設内で使うために用意された油入風冷式変圧器である。また、「微量の放射性物質の漏洩が検出された」とあるのは、正しくは、「放射性物質を含む水が6号機原子炉建屋3階及び中3階の非管理区域に漏洩し、その後、その水の一部が海に放出された」であり、上記変圧器の火災とは関連はない。

(8) 「8 小括」(訴状50ページ)について

否認ないし争う。

8 「第6 被告国の責任」(訴状50ページ)について

争う。

なお、原告らの主張の補充及び後記第4の求釈明に対する原告らの釈明を待って、原告らの主張に対する詳細な認否、反論を行う予定である。

9 「第7 被告東京電力の責任」(訴状66ページ)について

相被告である被告東電に対する主張であり、認否の限りでない(ただし、今後、必要に応じて、被告国において第7記載の事実についての反論を行う場合があることを留保する。)

10 「第8 原状回復の請求の内容と根拠」(訴状77ページ)について

前記第2のとおり、被告国に対する訴えは不適法であるため、認否の限りでない。

11 「第9 結論」(訴状81ページ)について

争う。

第4 求釈明

1 求釈明事項

原告らが訴状56ページ(第6の3(1))で主張する被告国の規制権限不行使の違法を判断する基準は、いかなる根拠に基づいて導かれるのか明らかにされたい。

また、原告らの主張する上記判断基準は、後記2に列挙した各最高裁判例の示す判断基準といかなる関係に立つのか、明らかにされたい。

2 釈明を求める理由

国賠法1条1項の「違法」の意義は、民法上の不法行為の概念とは異なり、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背することをいう(職務行為基準説。最高裁昭和60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512ページ、最高裁平成17年9月14日大法廷判決・民集59巻7号2087ページ参照。)

これを規制権限の不行使という公務員の不作為について見ると、当該不作為が国賠法1条1項の適用上違法となるためには、その権限の不行使によっ

て損害を受けたと主張する個別の国民（原告ら）との関係において、当該公務員に職務上の法的義務（作為義務）が存し、かつ、当該公務員がその作為義務に違背してその職務行為を行わなかったという関係が必要である（山下郁夫・最高裁判所判例解説民事篇平成7年度(下)597ページ）。

上記の作為義務が発生する場面について見ると、規制権限を行使するための要件が法定されていて、同要件の内容が法令の解釈によって一義的に定まる場合において、その要件があるときは、通常、作為義務が認められ、それに反する不作為は違法となると考えられる。一方、規制権限を定める規定はあるが、当該規制権限を行使するための要件が具体的に定められていない場合や、規制権限を行使するための要件が定められてはいるものの、規制権限を行使するか否かについて裁量が認められている場合には、規制権限が存在するからといって直ちに作為義務が生ずるとはいえない。

このように、規制権限を行使するかどうかについて裁量が認められている事項については、第一次的には行政機関の判断が尊重されなければならないのであって、その規制権限の不行使が国賠法1条1項の適用上違法となるのは、その権限を定めた法令の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、具体的事情の下において、その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるときに限られる（最高裁平成元年11月24日第二小法廷判決・民集43巻10号1169ページ、前記最高裁平成7年6月23日第二小法廷判決、最高裁平成16年4月27日第三小法廷判決・民集58巻4号1032ページ参照。）。

また、その違法性判断の基準となるべきものは、裁判時における「最新の知見」ではなく、飽くまでも職務行為時において存在した知見と行為規範違反の有無である（最高裁平成7年6月23日第二小法廷判決・民集49巻6号1600ページ参照。）。

以上に対し、訴状56ページの記載においては、経済産業大臣の規制権限不行使が国賠法1条1項の「違法」と評価される要件に関し、上記各最高裁判例にのっとりた判断枠組みに基づいた主張がないため、釈明を求める次第である。